

うるま市監査委員告示第 1 号

令和 4 年度財政援助団体等監査の結果に関する報告への改善措置について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定に基づき通

知があったので、同条同項の規定により次のとおり公表する。

令和 5 年 2 月 2 7 日

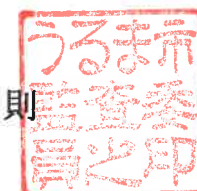
うるま市監査委員

沢 紙 孝 盛



うるま市監査委員

豊 濱 光 則



うるま市監査委員

佐 久 田 悟



令和4年度 財政援助団体等監査の結果に関する報告への措置状況について
 (監査対象：令和3年度補助金交付先団体及び公の施設の管理団体)

| 項目 | 報告事項 | 措置状況 | 担当課 |
|--|---|------|-------|
| 1. 補助金交付先団体 (負担金支出団体含む) | | | |
| (1) 公益社団法人 うるま市シルバー人材センター | | | |
| ○是正すべき事項等 | | | |
| ○担当課に求めるもの | | | |
| ①補助金交付要綱の見直しについて (ア) うるま市シルバー人材センター運営補助金交付要綱を確認したところ、補助金に係る基本的事項を定めた「うるま市補助金等交付規則 (以下「規則」という。)」に準拠する旨の規定がなかった。補助金の目的及び交付手続きが明確になるよう当該要綱の改正を求める。 (イ) 補助金の対象経費が「運営費」全般となっていることから、消費税などの租税公課も含まれることになるため適切ではない。補助対象経費を具体的に明記し、充当先が明らかとなるよう補助金交付の手続きに係る諸様式についても改正を求める。 | <input type="checkbox"/> 措置済 <input checked="" type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 未措置 うるま市シルバー人材センター運営補助金交付要綱の見直しについて、当該要綱内において補助金の目的及び交付手続きを明確化するとともに補助金の対象経費を具体的に明記し、充当先が明らかになるよう調整を行い、令和5年4月までには要綱改正を行います。 | | 商工労政課 |
| ○補助金交付先団体へ求めるもの | | | |
| ①今後の団体運営について | | | |
| (ア) 全国では会員数が減少するなか、うるま市シルバー人材センターでは「期間限定入会キャンペーン」やボランティア活動が評価され新聞へ掲載されるなど、積極的な活動により会員数が増加している。今後も、高齢者が長年培った知識・経験・技能を生かすことができるよう、多くの会員に就業機会の提供ができるよう努めていただきたい。 | <input type="checkbox"/> 措置済 <input checked="" type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 未措置 ますます増加する高齢者の多様なニーズに対応できる機能の強化を図るとともに、会員及び役職員が公益事業の目的、基本理念「自主・自立」「共働・共助」組織運営の原則を十分に理解した上で共通認識を持って地域社会に貢献することによりシルバー人材センターの社会的存在意義の確立を目指します。 | | |

令和4年度 財政援助団体等監査の結果に関する報告への措置状況について
 (監査対象：令和3年度補助金交付先団体及び公の施設の管理団体)

| 項目 | 報告事項 | 措置状況 | 担当課 |
|-----------------------|---|--|-------|
| (2) 一般社団法人 プロモーションうるま | | | |
| ○是正すべき事項等 | | | |
| ○担当課に求めるもの | | | |
| | <p>①「うるま市健康福祉センター条例」及び「協定書」の遵守について</p> <p>うるま市健康福祉センター（以下「センター」という。）は、法第244条に規定する『住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設』（以下「公の施設」という。）である。また、法第244条の2第1項の『公の施設の設置及びその管理に関する事項は条例でこれを定めなければならない。』との規定に基づき、うるま市健康福祉センター条例（以下「センター条例」という。）が定められている。</p> <p>センター条例第2条第2項には「センターの範囲は、1階から3階屋上まで及び駐車場とする。」と規定されている。また、第4条には指定管理者の業務が列記されており、第13条はセンターの利用許可について、第18条は利用料金の徴収について、第19条は利用料金の減免等について規定しており、いずれも指定管理者の基本的な業務、権限とされている。</p> <p>しかし、センターの2階部分の内、うるま市社会福祉協議会等（以下「社協」という。）が占有している事務室等については、指定管理者が指定される以前に市と社協との間で締結された「うるま市健康福祉センター施設維持管理等に係る協定書」（以下「市・社協協定書」という。）に基づき、毎年、市が社協に対し行政財産使用許可を与え、使用料の全額を免除する措置を講じている。また、市は「市・社協協定書」に基づき社協から施設維持管理費を徴収している。</p> <p>センター条例に従えば、社協は、指定管理者に対して施設の利用許可（第13条）を得る必要があり、利用に際しては利用料金（第18条）を支払う必要がある。また、センターに係る納付金の減免等（第19条）の取扱い指定管理者の業務であり市にその権限はない。さらに、センター条例第10条に基づき市長と指定管理者間で締結された協定書（以下「協定書」という。）には、当該事務室等は指定管理者の管理対象施設であることが明記されている。当該事務室等に関しては、市民から利用申請が提出されても利用できない状況である。担当課は係る状況を早急に是正すべく指定管理者を指導された。</p> <p>なお、以下の事案についても確認しており、それぞれ是正を求める。</p> <p>(ア) 「団体室（計3室）」及び「交流コーナー」は、協定書で指定管理者の管理対象施設であることが明記されているが、許可なく占有使用されている。担当課は、適正に施設管理を行うよう指定管理者を指導された。</p> <p>(イ) センターに自動販売機を設置することは行政財産の目的外使用に当たり市長の許可が必要である（法第238条の4第7項）が、許可を得ないまま自動販売機が設置されている。本来ならば、指定管理者は予め当該許可を得るべきであった。担当課は、現状を適法な状態に改めるべく早急に必要の手続を取るよう指定管理者に対する指導を強く求める。</p> | <p><input type="checkbox"/> 措置済 <input checked="" type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 未措置</p> <p>①指摘事項を踏まえ、社会福祉協議会が占有するセンター2階部分について、センター条例を改正し適切な管理運営を行います。</p> <p>(ア) センター2階部分の団体室（計3室）及び交流コーナーの占有利用について、センター条例に基づき適切な管理運営を行います。</p> <p>(イ) 自動販売機の設置については、指定管理者より目的外使用申請を提出させ適切な管理運営に努めます。</p> | 健康支援課 |
| | <p>②公の施設の長期かつ独占的な利用について</p> <p>公の施設を特定のものに長期かつ独占的に利用させるには、条例の定めるところにより議会の議決を経なければならない（法第244条の2第2項）との規定により、市は「議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例（平成17年4月1日条例第53号）」を定めているが、センターは当該条例に規定する施設に含まれていない。センターは、センター条例に基づき広く市民が利用する施設であり、特定の利用者に長期かつ独占的に利用させる法的根拠がない。担当課は、一部施設の長期かつ独占的な利用状態を早急に是正する必要がある。</p> | <p><input type="checkbox"/> 措置済 <input checked="" type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 未措置</p> <p>センター2階の一部施設の長期かつ独占的な利用状態を早急に是正するため、関係条例等の条例改正を行い適切な管理運営に努めます。</p> | |

令和4年度 財政援助団体等監査の結果に関する報告への措置状況について
 (監査対象：令和3年度補助金交付先団体及び公の施設の管理団体)

| 項目 | 報告事項 | 措置状況 | 担当課 |
|----|---|---|-------|
| | <p>③うるま市健康福祉センターうるまみん会議室利用規約について (ア) 指定管理者が作成した、うるま市健康福祉センターうるまみん会議室利用規約(以下「利用規約」という。)を確認したところ、1利用料金の納付後に「利用許可書」を交付する旨の規定や、2利用許可を受けた者が利用を取消した場合、「取消料(キャンセル料)」を徴収する旨の規定となっている。これらの規定は、センター条例及び同条例施行規則(第8条第1項、第9条、第10条第1項)に反するものである。また、同条例施行規則第15条は「センターの管理に関し必要な事項は、別に定める」とある。これは「市長が別に定める」ということであり、指定管理者に対してセンターの管理に関し何らかの規程を定める権限は付与されていない。従って、当該利用規約は無効であると思料するが、センターの利用者に対する『窓口対応マニュアル』などは必要であり、担当課の監修の下にセンター条例及び同条例施行規則に則り、指定管理者に当該マニュアルを作成するよう指導・助言していただきたい。</p> | <p><input type="checkbox"/> 措置済 <input checked="" type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 未措置</p> <p>(ア) 当該利用規約については廃止し、センター条例及び同条例施行規則に則した管理運営に努めます。</p> | |
| | <p>④緊急時対策について (ア) 基本協定書第11条第3項において、「施設は災害時には福祉避難所としての利用を優先するものとする」と規定されているが、総務省が発出した「大規模地震に係る災害発生時における避難所運営を想定した指定管理者制度の運用について(通知)」に基づく、災害時の役割分担を明確にする協定の締結がなされていなかった。避難所運営の対応マニュアルの作成、費用負担の方針及び協議方法をあらかじめ定めた協定の締結等を求めていることから、早急に対応していただきたい。 (イ) 防災備蓄リストに基づく物品を確認したところ、リストにない物品が保管されており、危機管理課は適切な管理を怠っていた。正確な防災備蓄リストを危機管理課と健康支援課で情報共有することより適切な管理ができるものと思料する。</p> | <p><input type="checkbox"/> 措置済 <input checked="" type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 未措置</p> <p>(ア) 指定事項を踏まえ、基本協定書へ避難所運営に係る費用負担の条項を追加します。 (イ) 防災備蓄リストと物品の照合を定期的実施し、危機管理課と健康支援課、指定管理者で情報共有を行うなど適切な管理体制を構築していきます。(危機管理課)</p> | 健康支援課 |
| | <p>⑤休業協力金について (ア) 休業協力金の算定根拠を確認したところ、自主事業の減収分を含めて協力金が算定されていた。仕様書には利用料金の減収について市と協議すると規定されており、自主事業の減収分については含まれていない。そのため、自主事業の減収分を含めた休業協力金の算定は適切ではない。</p> | <p><input type="checkbox"/> 措置済 <input checked="" type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 未措置</p> <p>(ア) 指摘事項を踏まえ、休業協力金算定について指定管理者の自主事業を含めないで休業協力金の算定を行い、その差額分を市へ返金します。</p> | |
| | <p>⑥モニタリングに関するもの(事業計画書、業務報告書、事業報告書) (ア) 仕様書で定めた年度開始前の事業計画書が未提出となっているにもかかわらず、指定管理者へ提出を求めていなかった。事業計画書は事業報告書と比較することで管理業務の改善につながるから提出させる必要がある。 (イ) 業務報告書を確認したところ、施設管理に係る修繕・点検報告を口頭で受けていたとのことで、打ち合わせ記録簿等の書類が作成されていなかった。経過及び修繕履歴を確認するためにも記録簿を作成する必要がある。 (ウ) 業務報告書のうち徴収状況報告書を確認したところ、減免根拠が確認できない様式となっている。また減免申請書及び減免許可書の様式も減免根拠を記載する欄がないため、減免措置が適切か確認できない。徴収状況報告書様式及び規則の様式を改正する必要がある。 (エ) 上記(ウ)に関連して、減免措置を受けている団体の中には減免の範囲が不適切または不明瞭なものがある旨の報告相談を指定管理者より受けているにもかかわらず、適切な対応がとられていなかった。住民の平等利用のためにも適切に対応し指定管理者へ方針を示していただきたい。</p> | <p><input type="checkbox"/> 措置済 <input checked="" type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 未措置</p> <p>(ア) 令和5年度より年度開始前の事業計画書を提出するよう指示します。 (イ) 修繕履歴等が確認できるよう記録簿を作成し適切な管理運営に努めます。 (ウ) 減免根拠が確認できるよう減免申請書及び減免許可書へ減免根拠が記載できる欄を追加するよう規則の様式を改正します。 (エ) 指摘事項を踏まえ、利用者の公平性を図ることからセンター条例施行規則第12条(利用料金の減免)について規則改正の検討を行い対応します。 (オ) 指摘事項を踏まえ、今後は自主事業について事業報告書及び収支報告書を提出するよう仕様書等へ明記し施設の活用状況の把握に努めます。 (カ) 指摘事項を踏まえ、自動販売機売上手数料については、自主事業として経理区分し適切な事務処理を行います。 (キ) 指摘事項を踏まえ、仕様書の規定を遵守し管理運営するよう指導、助言を行います。また職員配置人数については、モニタリングを通し現状に適した配置人数であるか検証を行い適切な管理運営に努めます。</p> | |

令和4年度 財政援助団体等監査の結果に関する報告への措置状況について
 (監査対象：令和3年度補助金交付先団体及び公の施設の管理団体)

| 項目 | 報告事項 | 措置状況 | 担当課 |
|----|--|---|-------|
| | <p>(オ) 公募の応募書類として、自主事業の事業計画書及び収支予算書を提出させていたが、仕様書等で収支の報告を求める規定がなかった。自主事業は、指定管理者の責任と費用において施設の有効活用を図り実施することとされているため、自主事業の事業報告書とともに収支報告書を提出させ、施設がどのように活用されたか把握する必要がある。</p> <p>(カ) 令和3年度決算書を確認したところ、自主事業とされる自動販売機売上手数料が指定管理経費に含まれていた。自主事業として経理を区分し、上記(オ)と同様の取扱いとすべきである。</p> <p>(キ) 仕様書で「常時13人以上の職員を配置すること。」を規定しているが、12人以下で配置された営業日があるにもかかわらず、担当課は把握していなかった。プール管理の人員も含まれていることから、モニタリングを通して安全管理上適切か検証する必要があり、検証結果によっては仕様書の改定も検討されたい。</p> <p>(ク) センター全体のイス・テーブルのなかには、一部社協所有のものがある。今後については、市と社協で当該備品の所有及び管理について協議する必要がある。</p> <p>(ケ) 事業報告書より市が貸与している備品について、老朽化や経年劣化による故障不具合のため備品更新の必要性が報告されていることから、適切に対応されたい。</p> | <p>(ク) センターにある社協の備品については、社協と協議を行い適切に対応していきます。</p> <p>(ケ) 市が貸与している備品で更新が必要のある備品については、予算を確保し順次対応していきます。</p> | |
| | <p>⑦基本協定書について</p> <p>(ア) 基本協定書を確認したところ、条文の内容重複や施設管理に必要な報告の規定不足により、仕様書や募集要項等の確認が必要となるなど煩雑となっている。うるま市指定管理者ガイドライン(以下「ガイドライン」という。)では「基本協定書標準例」を定め施設管理に必要な規定を網羅していることから、当該標準例を参考に改定を検討されたい。</p> | <p><input type="checkbox"/> 措置済 <input checked="" type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 未措置</p> <p>(ア) 次期指定管理者選定までに基本協定書について、うるま市指定管理者制度運用ガイドラインの「基本協定書標準例」を参考に改定を検討します。</p> | |
| | <p>⑧年度協定書について</p> <p>(ア) 年間の上限額を150万円として1件30万円未満の修繕費は指定管理者が実施するものと規定されているが、市も30万円未満の修繕を11件実施していた。市と指定管理者で予算管理を行い適切に執行しているが、指定管理者が必要な修繕を迅速に実施するためにも上限額の設定が適切か検証していただきたい。</p> <p>(イ) 年度協定書を確認したところ、修繕費について精算条項の規定がなかった。修繕の不履行が指定管理者の利益につながることから、市は指定管理者へ年度当初で修繕予定額の全額を概算で支払い、かつ年度途中での修繕費用の追加負担する旨及び年度末で精算する規定への変更を検討していただきたい。</p> | <p><input type="checkbox"/> 措置済 <input checked="" type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 未措置</p> <p>(ア) 施設維持管理に必要な修繕を迅速に実施できるように、修繕費の年間上限額について、これまでの修繕実績等を踏まえ検討を行います。</p> <p>(イ) 指摘事項を踏まえ、年度協定書へ修繕費の清算条項の規定を追加し適切な管理運営に努めます。</p> | 健康支援課 |
| | <p>○指定管理者に求めるもの</p> <p>①利用料金徴収事務について</p> <p>(ア) 規則第12条各号に該当しない減免が確認された。減免の取扱いについて協議したとのことであるが、公平性のない料金徴収は法で規定された住民の平等利用に反するものである。担当課の指導のもと是正していただきたい。</p> <p>(イ) 会議室等の利用許可後に利用料金の納付が規則で規定されているにもかかわらず、利用許可の前に利用料金の徴収を行い、利用許可書を交付していた。さらに、利用許可のないまま、キャンセル料を徴収していた。管理運営の基本となる条例等が遵守されておらず、市担当課の指導のもと是正していただきたい(7ページ、○担当課に求めるもの3(ア)参照)。</p> | <p><input type="checkbox"/> 措置済 <input checked="" type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 未措置</p> <p>(ア) 減免の取り扱いについて、担当課と再度協議を行いセンター条例及び同規則に基づき、市民が公平に利用できるよう適正な管理運営に努めます。</p> <p>(イ) 当日払いを可能とする運用や利用者負担による振込手数料を軽減するなど利用者サービスを向上させるための運用ではありましたが、指摘事項を踏まえ、今後は担当課と協議を行い適切な管理運営に努めます。</p> | |
| | <p>○ガイドラインの改正について検討を求めるもの</p> <p>①自主事業の収支報告書について</p> <p>(ア) ガイドラインにおいて、自主事業については事業計画書及び収支計画書の提出を求め、市が承認することとなっているが、収支報告書の提出が示されていない。施設の有効活用が図られているか検証するためにも、事業実績に収支報告書の提出を求めることで施設の活用実態がより正確に把握できるものと思料する。</p> | <p><input type="checkbox"/> 措置済 <input checked="" type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 未措置</p> <p>(ア) 指定管理者の自主事業について「収支報告書の提出」を明記するよう市指定管理者制度運用ガイドラインの改定について検討します。(プロジェクト推進1課)</p> | |